<table>
<tr><td colspan="2">令和８年度第１回丸亀市地域公共交通活性化協議会（書面会議）会議録</td></tr>
<tr><td>日　時</td><td>令和８年６月 15 日（月）</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td>議　事
第１号　丸亀市地域公共交通活性化協議会規約改正について
第２号　丸亀市地域公共交通計画　令和７年度評価について
第３号　丸亀市地域公共交通活性化協議会　令和７年度決算について
令和７年度会計監査報告
第４号　丸亀市地域公共交通活性化協議会　令和８年度予算について
第５号　地域公共交通確保維持改善事業
令和９年度地域内フィーダー系統確保維持計画について
第６号　地域公共交通確保維持改善事業
令和８年度 UD タクシー車両導入に係る生活交通改善事業計画について
報告
第１号　地域公共交通確保維持改善事業
令和８年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について</td></tr>
<tr><td colspan="2">発　言　要　旨</td></tr>
</table>

【議案第１号】

・別表（第３条関係）協議会の開催状況を記載されたい、またパブリックコメントの状況についても内容を記載されたい。

→（事務局）規約は、組織や団体を運営するために必要な基本的事項を定めるものであり、運営上の結果である本協議会の開催状況やパブリックコメントの状況について記載するものではないと考えます。本市では「附属機関会議公開条例」及び「同施行規則」に基づき本協議会の開催状況を、また「市民の意見を求める場合の手続に関する規則」に基づきパブリックコメントの状況を市のホームページで公表し、情報提供に努めています。なお、令和７年度の状況は以下のとおりです。

（本協議会開催状況）

第１回　令和７年６月 23 日 議題　・丸亀市地域公共交通計画令和６年度評価について ・丸亀市地域公共交通活性化協議会令和６年度決算について　令和６年度会計監査報告 ・丸亀市地域公共交通活性化協議会令和７年度予算について ・丸亀市地域公共交通計画改定事業について ・地域公共交通確保維持改善事業令和８年度地域内フィーダー系統確保維持計画について ・地域公共交通確保維持改善事業令和７年度バリアフリーか設備等整備事業計画について
第２回　令和７年 11 月７日 議題　・丸亀市地域公共交通計画改定事業について ・広島コミュニティバス自家用有償旅客運送の登録更新について
第３回　令和７年 12 月 24 日 議題　・丸亀市地域公共交通計画改定事業について ・地域公共交通確保維持改善事業令和７年度評価について

（パブリックコメント実施状況）

募集期間　令和８年２月５日～３月６日　提出された意見なし

【議案第２号】

・公共交通の利用者数の評価・次年度に向けた課題や取組に記載の「利用状況を数値化し路線等の再検討を行い…」について。例えばレオマ宇多津線においては、NEW レオマワールド発着で訪日外国人観光客が大勢利用する場合があります。元々の利用者数が少ないコミュニティバスにおいては、観光客、イベント等での一時的な利用が数値に与える影響は大きく、最も重視すべき日常生活における利用の実態が正確に把握できなくなる可能性があるのではないでしょうか。もしそのような可能性があれば、乗降センサーデータ等も積極的に活用し、これまで以上に詳細な分析が協議会に提供され、議論がより深まることを期待します。

→（事務局）ご指摘のとおり、特にレオマ宇多津線のような観光施設を含む路線では、観光・イベント等による一時的な利用が数値に大きく影響し、日常利用の実態が見えにくくなる可能性があると認識しております。利用状況の把握については乗降センサーデータを活用し、停留所別・時間帯別の利用状況の把握に努めているところですが、これらのデータのみでは利用目的を直接区別することは難しいという課題があります。このため、曜日別やイベント開催時との切り分けなど、可能な限り日常的な利用と一時的な利用の傾向に分けて分析し、実態に即した評価に努め、また協議会における議論の充実につなげてまいります。

・琴参バスの財政支出状況 128,726 千円となっており、収支率は 24.1％と国からの助成はあるものの、殆どが税金で賄われているのは理不尽である。

→（事務局）コミュニティバス等への補助金は、事業者支援を目的としたものではなく、学生や高齢者等の移動手段を確保する公共交通施策として実施しているものです。バスは定時定路線で基幹的な役割を担っており、市民生活に必要不可欠なため公費により路線を確保しております。一方でタクシーは個別の需要に応じた柔軟な移動手段として、特にラストワンマイルや高齢者外出支援において重要な公共交通であると認識しています。市としては両者が特性を生かしながら地域の移動を支えることが重要と考えており、デマンド交通や乗合タクシーの活用なども含め持続可能な交通体系の構築を検討してまいります。

【議案第３号～5 号】

意見なし

【議案第６号】

実施事業者はどのようにして決められているのか、またその車種はデマンドタクシーに利用されているのか。

→（事務局）本事業における実施事業者は、市が選定しているものではなく、国庫補助制度に基づき、タクシー事業者が導入の意向をもって申請されているものです。、また、導入された車両の具体的な運用方法につきましても、基本的には事業者の運営判断によるものであり、市として用途を限定して

いるものではありませんが、地域の移動サービスの向上につながる活用が図られるものと考えています。